

高知県犯罪被害者等支援事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県犯罪被害者等支援事業費補助金交付要綱</p> <p>(第1条～第2条(3) 省略)</p> <p>(4) 性犯罪 <u>刑法第176条、第177条、第179条、第181条及び第241条の罪並びにこれらの罪(同法第176条の罪を除く。)</u>の未遂罪をいう。</p> <p>((5)～第19条 省略)</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第9条第3号、第12条、第17条及び第18条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和3年5月20日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和4年2月18日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">高知県犯罪被害者等支援事業費補助金交付要綱</p> <p>(第1条～第2条(3) 省略)</p> <p>(4) 性犯罪 <u>刑法第176条から第179条までの罪、同法第181条の罪及び同法第241条の罪並びにこれらの罪(同法第176条及び第178条第1項の罪を除く。)</u>の未遂罪をいう。</p> <p>((5)～第19条 省略)</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第9条第3号、第12条、第17条及び第18条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和3年5月20日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和4年2月18日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</p>

附則

この要綱は、令和5年8月14日から施行する。

(別表第1 (第3条、第4条及び第5条関係) 表1～表2 省略)

別表第1 (第3条、第4条及び第5条関係)

補助対象事業	補助要件	補助限度額
(3) 再提訴費用の補助 (令和3年4月1日以降に犯罪被害者又は遺族が犯罪被害に係る加害者に対する損害賠償請求権の消滅時効を更新させるために行う再度の民事訴訟の提起に要する費用の一部を補助する。)	1 犯罪被害に係る損害賠償請求にいう対象犯罪は、次のいずれかであること。 <u>(1) 殺人、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、放火、逮捕・監禁、略取・誘拐</u> (2) 重傷病を負った傷害 (3) 前2号に準ずる行為で知事が認めるもの 2 再提訴を提起するときに、申請者が高知県内に住所を有すること。 3 申請者からの申請書を受理した日が再提訴に係る判決が言い渡された日の翌日から起算して2年を超えていないこと。	【補助率】 定額 【補助限度額】 32万円 1件の損害賠償請求の事案について、1回の再提訴を限度とする。

(別表第1 (第3条、第4条及び第5条関係) 表1～表2 省略)

別表第1 (第3条、第4条及び第5条関係)

補助対象事業	補助要件	補助限度額
(3) 再提訴費用の補助 (令和3年4月1日以降に犯罪被害者又は遺族が犯罪被害に係る加害者に対する損害賠償請求権の消滅時効を更新させるために行う再度の民事訴訟の提起に要する費用の一部を補助する。)	1 犯罪被害に係る損害賠償請求にいう対象犯罪は、次のいずれかであること。 <u>(1) 殺人、強盗、強制性交等、強制わいせつ、放火、逮捕・監禁、略取・誘拐</u> (2) 重傷病を負った傷害 (3) 前2号に準ずる行為で知事が認めるもの 2 再提訴を提起するときに、申請者が高知県内に住所を有すること。 3 申請者からの申請書を受理した日が再提訴に係る判決が言い渡された日の翌日から起算して2年を超えていないこと。	【補助率】 定額 【補助限度額】 32万円 1件の損害賠償請求の事案について、1回の再提訴を限度とする。

(別表第2 (第8条、第9条、第17条関係) 省略)

(第1号様式～第9号様式 省略)

(別表第2 (第8条、第9条、第17条関係) 省略)

(第1号様式～第9号様式 省略)